

公益財団法人京都府医学振興会医学研究等支援事業実施要綱

平成 24 年 9 月 28 日理事会決議

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人京都府医学振興会（以下「振興会」という。）定款第 4 条に定める医学に関する研究の奨励及び助成を目的として実施する医学研究等支援事業の取扱いについて定める。

(事業の内容)

第 2 条 医学・医療研究を推進するため、京都府内の医学・医療研究者を対象に「研究課題」を公募し、振興会の医学研究等助成委員会（以下、「委員会」という。）で選考の上、その研究課題に対する研究寄附金を企業、病院、団体等から募り、寄せられた寄附金、特定資産運用益及び医学振興基金からの充当額の合計額の範囲内で研究費の一部を助成し、医学・医療の発展に寄与する。

(研究課題の募集)

第 3 条 本事業の研究課題については、京都府内の医学・医療研究者を対象に募集する。

2 募集する研究課題は、次の応募要件を満たしていることとする。

- (1) 研究課題を応募する者は、京都府内の大学等に所属する医学・医療研究者及び病院、診療所等に勤務する医学・医学研究者など 3 名から 10 名で構成する研究グループの代表者であること。
- (2) 研究期間は、3 年以内であること。
- (3) 研究場所は、京都府内の大学、病院、診療所等であること。

(選考)

第 4 条 前条の規定により、応募のあった研究課題については委員会で選考する。ただし、直接利害関係のある研究課題の選考については、当該委員は加わることができない。

2 理事長は、選考結果等について、応募された研究グループの代表者に通知する。

(研究寄附金の募集)

第 5 条 理事長は、委員会で支援を決定した研究課題に対する研究寄附金を募集する。

(医学研究支援金の決定)

第 6 条 理事長は、委員会で支援を決定された研究課題に対する研究寄附金の入金があった場合は、一定期間分をとりまとめて、委員会に諮問する。

2 委員会は、寄附者の意向に配慮して、寄せられた寄附金、特定資産運用益及び医学振興基金からの充当額の合計額の範囲内で、第 4 条で選考した研究課題毎の支援金額を審査の上、決定する。

3 理事長は、前項の委員会の審査結果を当該研究課題の研究グループの代表者に通知するとともに助成する。

(医学研究支援金の執行)

第7条 医学研究支援金は、研究グループの代表者が関係法令等を遵守し、責任をもって研究課題の研究に要する費用に使用しなければならない。

(完了報告)

第8条 本事業の助成を受けた研究グループの代表者は、研究の完了後、3箇月以内に医学研究等支援事業完了報告書（以下、「完了報告書」という。）等を提出しなければならない。

2 当該研究に関する研究成果などの冊子等を作成した場合は、完了報告書等とあわせて提出しなければならない。

(情報公開)

第9条 前条の提出された完了報告書等については、当法人のホームページで公表する。

2 前条の完了報告書等とあわせて当該研究に関する研究成果などの冊子等を提出された場合は、当法人にて閲覧することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。